

2022. 9. 8. 県医療課人材確保グループからの連絡

質疑応答の時間に、田村先生より頂いたご質問について、記載します。

【質問概要】

いわゆるフリーランスの医師は、時間外上限規制の対象となるのか。

【回答】（厚生労働省へも確認済み）

フリーランスの場合を含め、各医療機関において雇用関係があり、管理監督者の指揮命令下にある場合は、労基法の労働時間の規定が適用されます。

最も勤務時間が長いところ等、主たる勤務先を決めて頂き、そこで、他医療機関での勤務時間もまとめて把握し、必要があれば特例水準の申請を行って頂くこととなります。